資料１

宮城サイクルツーリズム推進協議会規約（案）

（名称）
第１条　本会は、宮城サイクルツーリズム推進協議会（以下、「協議会」という。）と称する。

（目的）
第２条　沿岸地域と内陸部が一体となり、地域観光資源や震災遺構・震災伝承施設など、国内外からの多様な旅行者が県内各地を安全に自転車で周遊できる環境を構築することにより、地域の活性化を目指す。

（所掌事務）
第３条　協議会の所掌事務は、次の各号に掲げたとおりとする。
（１）サイクルツーリズムを推進する取り組みの検討・実践
（２）サイクルツーリズムの推進に関する課題・情報の共有、人材のネットワーク化
（３）その他、目的を達成するために必要な事項

（構成）
第４条　協議会は、別表に掲げる委員をもって構成する。
２　委員の任期は１年とする。ただし、再任は妨げない。
３　協議会には、部会を設置する。
４　部会の役割・構成員は別に定める。
５　委員の途中退任における補欠委員の任期は、前任者の残任期とする。
６　部会には、部会長をおく。

（役員）
第５条　協議会活動の円滑な推進のため、以下の役員をおく。
２　会長は、国土交通省仙台河川国道事務所長をもって充てる。
３　会長は、協議会の議長となり、会務を統括する。
４　会長は、必要があると認めるときは、会務の補佐をおこなう者を委員から指名することができる。

（招集）
第６条　協議会の会議は、会長が招集する。
２　会長は必要があると認めるときは、委員外の者に対し、協議会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。
３　部会長は、部会構成員のなかから協議会へ出席する者を指名することができる。

（公開）
第７条　協議会は原則として公開とし、議事要旨は委員会後速やかにホームページにて公開する。ただし、特段の理由があるときは会議を非公開にすることができる。

（事務局）
第８条　協議会の事務局は、仙台河川国道事務所ならびに宮城県が行う。
２　事務局は、庶務及び協議会の方針に基づく協議会関係者ならびに各団体等と横断的な調整を担う。

（規約の改正）
第９条　本規約に変更の必要が生じた時は、協議会の会議において検討のうえ変更するものとする。

附則　本規約は平成３１年　１月３１日から施行する。
令和　４年　５月１７日改正
令和　８年　３月２６日改正

別　表

（敬称略・五十音順）

団　体　名	役　職
阿武隈急行株式会社	代表取締役社長
株式会社河北新報社	常務取締役
準備委員会	委員長
準備委員会	アドバイザー
仙台空港鉄道株式会社	代表取締役専務
仙台国際空港株式会社	取締役　航空営業部長
仙台市	建設局　道路部長
仙台市	市民局生活安全安心部自転車交通安全課長
仙台市交通局	鉄道管理部営業課長
東北運輸局	観光部　観光地域振興課長
東北地方整備局	仙台河川国道事務所長
東日本旅客鉄道株式会社　東北本部	企画総務部　企画部長
宮城県	企画部　地域交通政策課長
宮城県	経済商工観光部　観光戦略課長
宮城県	土木部　道路課長
宮城県	企画部　スポーツ振興課長
宮城県	復興･危機管理部　復興支援･伝承課長
宮城県警察本部	交通部　交通規制課長
宮城県サイクリング協会	理事長
宮城県商工会議所連合会	常任幹事
宮城県商工会連合会	広域支援部長兼地域振興課長事務取扱
宮城県バス協会	専務理事
オブザーバー	
名取市	生活経済部　商工観光課長